

令和8年度 GIGA スクール用端末一式の導入業務（購入・リース） iPadOS に係る公募型プロポーザル実施要領

次のとおりプロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和8年2月20日

山口県教育 I C T 推進協議会 会長 繁吉 健志

1 目的

この要領は、山口県及び山口県内の市町が共同で調達するGIGAスクール用端末（iPadOS）に関して、優れた供給能力を有する契約の候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルに係る応募の手続等について必要な事項を定めるものとする。

2 共同調達について

(1) 山口県教育 I C T 推進協議会（以下「協議会」という。）の実施する共同調達とは、協議会に参画する端末調達を実施する必要がある山口県及び山口県内の市町（以下「調達設置者」という。）が共同で物品の調達を行うことをいう。

(2) 共同調達にあたっての業者選定は協議会が執り行い、調達物品に係る契約は、原則として調達設置者と契約候補者の間で見積金額をもって個別に締結する。

また、調達設置者が希望する場合は、契約候補者と協議の上、有償オプション等を追加して契約できるものとする。

(3) 調達設置者との契約にあたっては、予算議決等調達設置者の状況により台数等を変更する場合がある。その際、調達設置者の立場に何ら影響を与えないものとする。

(4) 業者選定に伴う公募型プロポーザルについては、共同調達に参加する調達設置者及び山口県補助金の令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって、それぞれの調達設置者において関係予算が可決されなかった場合は、当該調達設置者の契約は締結しないものとする。山口県議会において関係予算が可決されなかった場合は、いずれの調達設置者も契約は締結しないものとする。

また、契約にあたっては、それぞれの調達設置者の規程により、議会承認を要する場合がある。この場合、調達設置者の議会において承認されなかった場合は、当該調達設置者の契約は締結しないものとする。

なお、契約しなかった場合においても、契約候補者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

3 調達概要

次に掲げる物品の調達

- (1) 物品の名称及び数量
GIGAスクール用端末 (iPadOS) 一式
- (2) 物品等の特質等
別紙1「令和8年度GIGAスクール用端末一式の導入業務 (購入・リース) iPadOS仕様書」(以下「仕様書」という。)による。
なお、リースを希望する調達設置者に関しては、契約候補者がプロポーザルの際に提出した見積書の価格を基に調達設置者と契約候補者で協議した上、調達設置者の選定したリース事業者が端末を販売することとする。
- (3) 納入期限
原則、調達設置者との契約日から令和9年2月19日(金)までとする。
詳細は、契約候補者決定後、調達設置者と協議の上、決定することとする。
- (4) 納入場所
原則、仕様書による。
詳細は、契約候補者決定後、調達設置者と協議の上、決定することとする。

4 1台あたりの単価限度額

55,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

なお、有償オプションの取扱等は、仕様書による。

5 参加資格

この手続に参加できる者(複数の企業等から成るコンソーシアムを含む。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 調達設置者における県税、市町税及びその他の税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て又は民事再生法(平成22年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われている者ではないこと。
- (5) 山口県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和7年山口県告示第214号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和7年山口県告示第237号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (6) この手続の開始の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても山口県及び調達設置者の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

6 参加申込手続

- (1) 提出書類
 - ア 「参加表明書」(様式第1号)
 - イ 「会社概要」(様式第2号)
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール送信(郵送の場合は事前に電話にて連絡すること)
- (4) 提出場所 山口県教育ICT推進協議会事務局(山口県教育庁教育情報化推進室内)
- (5) 提出期限 令和8年3月13日(金)午後5時まで

7 提案書の提出手続

- (1) 提出書類 「8 提出書類」のとおり
- (2) 提出方法 持参、郵送又は電子メール送信(郵送の場合は事前に電話にて連絡すること)
- (3) 提出先等 別紙2「提出先及び提出物等(iPadOS)」に示す提出先に、必要部数を指定された媒体で提出すること。

また、参加表明書提出者(以下「参加者」という。)は、提出書類等を調達設置者に提出した後、受領の確認を行うこと。なお、全ての調達設置者の受領を確認した後、山口県教育ICT推進協議会事務局(以下「事務局」という。)に電話または電子メールにて報告すること。

- (4) 提出期限 令和8年3月19日(木)午後5時まで
- (5) その他 提出書類の記載内容に関する調達設置者からの質問等については、事務局で集約し、令和8年3月25日(水)午後5時までに電子メールにて該当する参加者に送付する。質問等を受けた参加者は、令和8年3月27日(金)午後5時までに、事務局に電子メールにて回答すること。

8 提出書類

- (1) 提案書
 - ア 提案書表紙(様式第3号)
 - イ 企画提案書(A4版20ページ以内)
 - ・様式は自由とするが、「11(3)審査基準」を踏まえて、具体的かつ簡素に記述すること。
 - ・各ページにページ番号を記載すること。
 - ・機器の詳細仕様については、ウの「選定した機器のカタログ等」により代えることができる(カタログ等はページ数に含めない)。
 - ・A3版を用いる場合は折込の上、編さんすること。ただし、A3版1枚につきA4版2ページと換算すること。

ウ 選定した機器のカタログ等

- ・（該当箇所に下線を引くなど、当該機器が仕様を満たしていることがわかるよう工夫すること。
- ・カタログ等で判別できない場合は、仕様を満たしている旨の証明等を添付すること。

(2) 見積書（様式第4号）及び経費内訳（任意様式）

調達物品の機器費、パッケージされているアプリの費用、搬入費用、諸経費等を積算の上、1台あたりの費用を記載すること。

また、有償オプションを提案する場合は、参考価格を提示すること（任意様式）。

(3) 企画提案書評価項目対応表（様式第5号）

評価項目に対応した企画提案書の該当ページ等を記載すること。

9 質問及び回答

(1) 質問事項は、質問書（様式第6号）に内容を簡潔にまとめて記載し、令和8年3月13日（金）午後5時までに電子メールにて送付すること。電話及び口頭による質問は受け付けない。

提出先アドレス a501003@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 回答は、令和8年3月18日（水）午後5時までに参加者全員に電子メールにて送付する。

10 プレゼンテーションの実施

(1) 対象者 参加者

(2) 日時 令和8年4月13日（月）午前9時30分から（予定）

(3) 場所 山口県政資料館第1会議室

※ 詳細は参加者に別途連絡する。

(4) 審査方法

ア 審査時間は約25分（プレゼンテーション15分、ヒアリング質疑応答10分程度）とし、提案書を事務局が受理した順に実施する。

イ プレゼンテーション・ヒアリングへの出席者は3名以内とする。

ウ スクリーン、プロジェクタは事務局で用意する。その他パソコン等は必要に応じて参加者で用意すること。

エ 説明は、提案書に記載した内容に限る。新たな資料等の提出や説明は認めない。

オ 提案する端末の実機を1台以上用意し、全参加者のプレゼンテーション・ヒアリング審査が終了するまで貸し出すこと。

(5) 留意事項

ア 参加表明書、提案書の作成及びプレゼンテーション参加に要する経費は参加者の負

担とする。

イ 提案内容は、仕様書等の内容を踏まえ、実施可能なものとする。

また、見積金額（内訳）は、提案書の内容に基づくものとする。

ウ 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となること。

（ア） 提案書を提出期限後に提出した場合

（イ） 提案書に虚偽の内容を記載した場合

（ウ） 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

（エ） 本実施要領に違反すると認められる場合

（オ） その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

エ 参加者は、複数の提案書を提出することはできないものとする。

オ 提出期限後の提案書の変更、差替え、若しくは再提出については認めないものとする（誤字・脱字等軽微なものを除く）。

なお、審査結果に関わらず、提案書は返却しないものとする。

カ 参加表明書提出後、辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）によりプレゼンテーションの実施日の前日の午後5時までに事務局へ持参、郵送又は電子メールにより提出すること（郵送又は電子メール送信の場合は事前に電話にて連絡すること）。

11 審査選考

（1） 審査は、協議会内のGIGAスクール用端末共同調達審査部会（以下「審査部会」という。）が設けるiPadOS審査会（以下「審査会」という。）により行う。

（2） 最優秀提案者の選定

審査会において書類審査及びプレゼンテーション審査を次項の審査基準に基づき実施し、全審査員の合計評価点数が合計配点数の6割以上の者で、合計評価点数が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

また、最も高い評価点数を得たものが複数となった場合は、全審査員の最高評価点を獲得した数が多い参加者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の参加者の中から、全審査員の多数決により選定し、それでもなお同数の場合は抽選により選定する。

（3） 審査基準

評価項目及び配点は次の表のとおりとし、提案内容の評価は別紙3「令和8年度GIGAスクール用端末一式の導入業務審査基準（iPadOS）」（以下「審査基準」という。）により行う。

評価項目及び配点

評価項目	配点	
1. 基本評価		
基本姿勢・提案趣旨	60	
2. 企画提案評価		
1 基本パッケージに係る評価		
1-1 提案端末に係る評価		
1-1-1	提案端末の性能等	30
1-1-2	提案端末の堅牢性	60
1-1-3	提案端末の保守性	30
1-1-4	周辺機器 (キーボード及び本体カバー)	60
1-1-5	周辺機器 (タッチペン)	30
1-2 MDM 及びその他活用支援サービス等に係る評価		
MDM 及びその他活用支援サービス等	120	
1-3 端末導入業務に係る評価		
端末導入業務	120	
2 基本パッケージ外の有償提案に係る評価		
基本パッケージ外の有償提案	30	
3. 経済性評価		
見積額	60	

(4) 審査結果

審査の結果については、令和8年4月末までに文書により通知する。

(5) 契約の締結

審査部会を経て最優秀提案者として決定した者と提案書及び仕様書等の内容を確認し、契約候補者として調達設置者と契約締結の協議を行う。当該協議が不調となった場合は、全審査委員の合計評価点数が合計配点数の6割以上の者で、合計評価点数が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(6) その他

参加者が多数あった場合は、プレゼンテーション審査を適正に行うため、事前に11(3)の審査基準を基に書類審査を行い、上位参加者によってプレゼンテーション審査を実施する。

また、参加者が単独の場合であってもプレゼンテーション審査を実施する。

なお、書類審査を行った場合の審査結果については、令和8年4月上旬に参加者に電子メールにて通知する。

12 調達スケジュール (予定)

令和8年2月20日(金)	プロポーザル公告、募集開始
令和8年3月13日(金)午後5時	プロポーザル参加表明書提出期限 質問書提出期限
令和8年3月19日(木)午後5時	提案書等提出期限
令和8年3月下旬	書類審査(参加者が多い場合)
令和8年4月上旬	書類審査結果通知(参加者が多い場合)
令和8年4月13日(月)	プレゼンテーション審査
令和8年4月下旬	最優秀提案者の決定
令和8年4月下旬～	仮契約(調達設置者の規程・事情により、仮契約に至るまでの猶予期間を3カ月程度とする。)
令和8年6月～	調達設置者の6月議会又は9月議会で承認
令和8年7月～	契約締結(調達設置者と事業者で行う。リースの場合はリース事業者も含めること。)
令和9年2月19日(金)	納期(最終)

13 その他

- (1) この手続の開始後に、5（5）に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和8年3月12日（木）午後5時までに各調達設置者に申請書を提出すること。
- (2) この手続に参加した者が山口県及び調達設置者の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (3) 詳細については、山口県教育ICT推進協議会事務局（山口県教育庁教育情報化推進室内）に問い合わせること。

14 事務局（参加表明書等提出先）

山口県教育ICT推進協議会（山口県教育庁教育情報化推進室内）

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

電話 083-933-4496

電子メール a501003@pref.yamaguchi.lg.jp